



山形県公報

平成17年10月14日(金)
第1684号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                          |                   |      |
|------------------------------------------|-------------------|------|
| 救急病院等の告示.....                            | (健康福祉企画課) ...     | 1139 |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                      | (村山総合支庁福祉課) ...   | 1140 |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更.....     | (同) ...           | 同    |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....                      | (同) ...           | 1141 |
| 指定介護老人福祉施設の指定.....                       | (同) ...           | 同    |
| 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....             | (同) ...           | 同    |
| 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更.....      | (保健業務課) ...       | 同    |
| 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示.....          | (同) ...           | 1142 |
| 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所... | (同) ...           | 1143 |
| 道路の区域の変更.....                            | (村山総合支庁建設総務課) ... | 1147 |
| 県道の供用の開始.....                            | (同) ...           | 同    |
| 道路の区域の変更.....                            | (最上総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 県道の供用の開始.....                            | (同) ...           | 1148 |
| 同.....                                   | (置賜総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 河川区域の変更等による廃川敷地等.....                    | (河川砂防課) ...       | 同    |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                                                               |      |
|-------------------------------------------------------------------------------|------|
| 公職選挙法第18条第2項の規定による開票区の設置.....                                                 | 1149 |
| 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正..... | 同    |

### 企業局関係

#### 規 程

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程..... | 1150 |
|---------------------------|------|

### 公 告

|                    |                      |      |
|--------------------|----------------------|------|
| 大規模小売店舗の新設の届出..... | (商業経済交流課) ...        | 1151 |
| 一般競争入札の公告.....     | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... | 1152 |
| 同.....             | (出納局) ...            | 1153 |

## 告 示

山形県告示第889号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称               | 所 在 地       | 認 定 期 間                      |
|-------------------|-------------|------------------------------|
| 山 形 県 立 日 本 海 病 院 | 酒田市あきほ町30番地 | 平成17年11月5日から<br>平成20年11月4日まで |

## 山形県告示第890号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地                         | 事業所の名称及び所在地                                    | 居宅サービスの<br>種類   | 指定年月日      |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------|------------|
| 有限会社蘭企画<br>山形市中桜田一丁目3番39号                       | いずみケアセンター通所介護事業所<br>山形市長町一丁目127-4              | 通 所 介 護         | 平成17. 9. 7 |
| 特定非営利活動法人あゆみ<br>山形市小立二丁目4番24号グ<br>リーンハイツA7、103号 | 指定福祉用具貸与事業所歩<br>山形市小立二丁目4番24号グ<br>リーンハイツA、103号 | 福 祉 用 具 貸 与     | 同 9. 8     |
| 有限会社青空介護サービス<br>西村山郡河北町西里字両所<br>1997番地          | 青空つどいの家<br>西村山郡河北町西里字両所1997番地                  | 通 所 介 護         | 同 9. 26    |
| 医療法人社団みゆき会<br>上山市弁天二丁目2番11号                     | 指定短期入所生活介護事業所みゆきの丘<br>上山市弁天二丁目2番11号            | 短 期 入 所 生 活 介 護 | 同 9. 29    |
| 社会福祉法人慈敬会<br>村山市楯岡笛田二丁目4352番<br>地 - 1           | 特別養護老人ホームひがしざわ<br>村山市楯岡笛田二丁目4352番地 - 1         | 短 期 入 所 生 活 介 護 | 同          |
| 社会福祉法人慈敬会<br>村山市楯岡笛田二丁目4352番<br>地 - 1           | デイサービスセンターひがしざわ<br>村山市楯岡笛田二丁目4352番地 - 1        | 通 所 介 護         | 同          |
| 株式会社ツクイ<br>神奈川県横浜市港南区上大岡<br>西一丁目6番1号            | ツクイ東青田<br>山形市東青田一丁目4番15号                       | 訪 問 介 護         | 同 9. 30    |

## 山形県告示第891号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者<br>の名称及び所在地                     | 居宅サービ<br>スの種類 | 事業所の名称及び所在地                            |                                         | 変更年月日      |
|---------------------------------------------|---------------|----------------------------------------|-----------------------------------------|------------|
|                                             |               | 変 更 前                                  | 変 更 後                                   |            |
| 社会福祉法人山形市社会<br>福祉事業団<br>山形市蔵王半郷1366番地<br>の2 | 通 所 介 護       | 指定通所介護事業所菅沢<br>デイサービスセンター<br>（通常型・痴呆型） | 指定通所介護事業所菅沢<br>デイサービスセンター<br>（通常型・認知症型） | 平成17. 9. 1 |
|                                             |               | 山形市すげさわの丘46番地                          |                                         |            |

|                               |         |                    |                       |   |      |
|-------------------------------|---------|--------------------|-----------------------|---|------|
| 有限会社蘭企画<br>山形市中桜田一丁目3番<br>39号 | 通 所 介 護 | いずみケアセンター通所介護事業所   |                       | 同 | 9.13 |
|                               |         | 山形市長町一丁目127 -<br>4 | 山形市長町一丁目9番59<br>- 17号 |   |      |

## 山形県告示第892号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地           | 事業所の名称及び所在地                 | 指定年月日      |
|-------------------------------|-----------------------------|------------|
| 社会福祉法人友愛会<br>山形市すげさわの丘727番地47 | 居宅介護支援事業所くろさわ<br>山形市黒沢440番地 | 平成17. 9.28 |

## 山形県告示第893号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護老人福祉施設の名称  | 所 在 地                | 指定年月日      |
|----------------|----------------------|------------|
| 特別養護老人ホームひがしざわ | 村山市楯岡笛田二丁目4352番地 - 1 | 平成17. 9.29 |

## 山形県告示第894号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称<br>及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地                               | 知的障害者居宅<br>支 援 の 種 類 | 指定年月日      |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------|------------|
| 特定非営利活動法人ちゅうたい会<br>天童市東芳賀三丁目10番5号       | みんなの店 げんき<br>天童市天童中二丁目1番1号<br>103         | デ イ サ ー ビ ス          | 平成17. 9.13 |
| 社会福祉法人<br>山形市社会福祉事業団<br>山形市蔵王半郷1366番地の2 | 指定知的障害者短期入所事業<br>所 恵光園<br>山形市蔵王半郷1366番地の2 | 短 期 入 所              | 同 9.29     |

## 山形県告示第895号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 医師氏名  | 予防接種を行う主たる場所                    |                                            | 変更年月日      |
|-------|---------------------------------|--------------------------------------------|------------|
|       | 変更前                             | 変更後                                        |            |
| 木村まり子 | 金山町立病院<br>最上郡金山町大字金山<br>548番地の2 | 平田診療所<br>飽海郡平田町大字飛鳥<br>字契約場35番地            | 平成17. 6. 9 |
| 秋葉香   | 山形県立中央病院<br>山形市青柳1800番地         | 山形市立病院済生館<br>山形市七日町一丁目3<br>番26号            | 同 9. 7     |
| 工藤健一  | 山形市立病院済生館<br>山形市七日町一丁目3<br>番26号 | 矢吹病院<br>山形市本町一丁目6番<br>17号                  | 同          |
| 荒井崇彦  | 荒井小児科医院<br>山形市久保田一丁目4<br>番27号   | 山形市立病院済生館<br>山形市七日町一丁目3<br>番26号            | 同          |
| 秋場伴晴  | 山形市立病院済生館<br>山形市七日町一丁目3<br>番26号 | あかねヶ丘あきば小児<br>科医院<br>山形市あかねヶ丘二丁<br>目10番54号 | 同          |

## 山形県告示第896号

次の医師は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成17年10月14日

山形県知事 齋藤 弘

| 医師氏名  | 予防接種を行う主たる場所 |               |
|-------|--------------|---------------|
|       | 医療機関名        | 所在地           |
| 菅原典子  | 山形県立中央病院     | 山形市青柳1800番地   |
| 関晴朗   | 国立病院機構山形病院   | 同行才126番地の2    |
| 村田亜美  | 同            | 同             |
| 峯田武興  | 山形市立病院済生館    | 同 七日町一丁目3番26号 |
| 笹真一   | 同            | 同             |
| 鳥谷部美弥 | 同            | 同             |
| 斉藤雅昭  | 同            | 同             |
| 田辺さおり | 同            | 同             |
| 土田哲生  | 同            | 同             |

|           |                 |   |                   |
|-----------|-----------------|---|-------------------|
| 依 知 川     | 潔               | 同 | 同                 |
| 西 條       | 進               | 同 | 同                 |
| 宮 脇 元 彦   |                 | 同 | 同                 |
| 斉 藤 恵 美   | 山 形 済 生 病 院     | 同 | 沖町79番地の1          |
| 熱 海 裕 之   | 篠 田 総 合 病 院     | 同 | 桜町2番68号           |
| 伊 藤 真 理 子 | 同               |   | 同                 |
| 近 藤 直 洋   | 千 歳 篠 田 病 院     | 同 | 長町二丁目10番56号       |
| 佐 藤 克 志   | 二 本 松 会 山 形 病 院 | 同 | 桜町2番75号           |
| 鎌 田 芳 則   | 矢 吹 病 院         | 同 | 本町一丁目6番17号        |
| 藤 井 昌 彦   | 山 形 厚 生 病 院     | 同 | 大字菅沢字鬼越255番地      |
| 伊 藤 淳 一   | 金 山 町 立 病 院     |   | 最上郡金山町大字金山548番地の2 |
| 天 野 俊 郎   | 町 立 真 室 川 病 院   | 同 | 真室川町大字新町469番地の1   |
| 武 居 功     | 同               |   | 同                 |

## 山形県告示第897号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |             |
|-----------|-------------------------|-------------|
|           | 医 療 機 関 名               | 所 在 地       |
| 伊 藤 淳 一   | 至 誠 堂 と か み ク リ ニ ッ ク   | 山形市富神前48番5号 |
| 石 井 政 次   | 山 形 済 生 病 院             | 同 沖町79番地の1  |
| 本 田 耕 一   | 同                       | 同           |
| 武 田 陽 公   | 同                       | 同           |
| 浦 山 雅 弘   | 同                       | 同           |
| 池 田 こ ず え | 同                       | 同           |

|       |            |                |
|-------|------------|----------------|
| 大友純   | 同          | 同              |
| 杉山和彦  | 同          | 同              |
| 中村由紀子 | 同          | 同              |
| 鈴木博貴  | 同          | 同              |
| 伊藤友一  | 同          | 同              |
| 松田雅彦  | 同          | 同              |
| 阪西通夫  | 同          | 同              |
| 橋本透   | 同          | 同              |
| 土谷大仁朗 | 同          | 同              |
| 近藤礼   | 同          | 同              |
| 折田博之  | 同          | 同              |
| 松井幹之  | 山形県立中央病院   | 同 青柳1800番地     |
| 櫻井直樹  | 同          | 同              |
| 今野昭宏  | 同          | 同              |
| 谷口央   | 篠田総合病院     | 同 桜町2番68号      |
| 太田政廣  | 同          | 同              |
| 飯島良明  | 同          | 同              |
| 阿部雄策  | 二本松会山形病院   | 同 2番75号        |
| 中谷真理子 | 同          | 同              |
| 守川新人  | 国立病院機構山形病院 | 同 行才126番地の2    |
| 音山和宣  | 音山医院       | 同 三日町一丁目2番7号   |
| 高橋浩   | 高橋外科内科医院   | 同 大字大森1075番地の2 |
| 大辻洋平  | 若宮病院       | 同 柳原60番地       |
| 平林昌子  | 平林耳鼻科皮膚科医院 | 同 成沢西二丁目9番3号   |

|       |                |                  |              |
|-------|----------------|------------------|--------------|
| 阿部達志  | 元木阿部内科医院       | 同                | 南二番町7番1号     |
| 井上勇人  | 同              | 同                | 同            |
| 千葉昌和  | 山形厚生病院         | 同                | 大字菅沢字鬼越255番地 |
| 菊地達也  | 山形市立病院済生館      | 同                | 七日町一丁目3番26号  |
| 佐藤和人  | 同              | 同                | 同            |
| 相澤吉比古 | 同              | 同                | 同            |
| 木村淳   | 同              | 同                | 同            |
| 赤塚和彦  | 公立学校共済組合東北中央病院 | 同                | 和合町三丁目2番5号   |
| 石濱活義  | 同              | 同                | 同            |
| 白玉美   | 同              | 同                | 同            |
| 浅沼拓   | 同              | 同                | 同            |
| 勝浦理彦  | かつうら小児科        | 同                | あさひ町15番15号   |
| 今立明宏  | 産婦人科・小児科三井病院   | 鶴岡市美咲町28番1号      |              |
| 佐藤英利  | 鶴岡市立荘内病院       | 同                | 泉町4番20号      |
| 庄司圭介  | 同              | 同                | 同            |
| 高橋勇弥  | 同              | 同                | 同            |
| 田邊さおり | 山形県立日本海病院      | 酒田市あきほ町30番地      |              |
| 木村敏之  | 同              | 同                | 同            |
| 土田哲生  | 同              | 同                | 同            |
| 大滝晋介  | おおたきこどもクリニック   | 同                | 東泉町五丁目8番2号   |
| 小林司   | 新庄徳洲会病院        | 新庄市大字鳥越字駒場4623番地 |              |
| 高野良裕  | 同              | 同                | 同            |
| 笹壁弘嗣  | 同              | 同                | 同            |
| 秋元達也  | 同              | 同                | 同            |

|       |          |                  |
|-------|----------|------------------|
| 窪田哲昭  | 同        | 同                |
| 東海林律子 | 同        | 同                |
| 市川誠一  | 同        | 同                |
| 国本英治  | 同        | 同                |
| 佐藤博司  | 同        | 同                |
| 東修平   | 同        | 同                |
| 山本匡   | 同        | 同                |
| 上村民子  | 同        | 同                |
| 池田祐之  | 山形県立新庄病院 | 同 若葉町12番55号      |
| 鈴木知信  | 同        | 同                |
| 手塚康二  | 同        | 同                |
| 菊地二郎  | 同        | 同                |
| 阿部義幸  | 同        | 同                |
| 石山智敏  | 同        | 同                |
| 神宮彰   | 同        | 同                |
| 山内聡   | 同        | 同                |
| 佐藤裕康  | 同        | 同                |
| 吉野真人  | 寒河江市立病院  | 寒河江市大字寒河江字塩水80番地 |
| 諏佐真治  | 同        | 同                |
| 戸屋亮   | 同        | 同                |
| 蜂谷修   | 同        | 同                |
| 村田光太郎 | 同        | 同                |
| 間中秀夫  | 同        | 同                |
| 寺下正樹  | 同        | 同                |



|         |               |                    |
|---------|---------------|--------------------|
| 見 澤 達 夫 | 同             | 同                  |
| 後 藤 康 夫 | 同             | 同                  |
| 宮 川 修 一 | 同             | 同                  |
| 笹 本 勇 人 | 同             | 同                  |
| 安 田 健 一 | 同             | 同                  |
| 土 屋 洋 子 | 寒 河 江 の 庄 病 院 | 同 大字島字島東217番地      |
| 佐 藤 大 祐 | 町 立 真 室 川 病 院 | 最上郡真室川町大字新町469番地の1 |

## 山形県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年10月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長        |
|--------------------------------------|------|-------------------|------------|
| 天童市大字高掬字菖蒲江1306番3から<br>同 字高田1643番1まで | 旧    | 153.0メートル<br>72.0 | メートル<br>60 |
| 同 上                                  | 新    | 201.0メートル<br>72.0 | 同 上        |

## 山形県告示第899号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年10月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 天童寒河江線
- 2 供用開始の区間 天童市大字清池字西側32番1から  
同 大字高掬字松葉1600番4まで
- 3 供用開始の期日 平成17年10月14日

## 山形県告示第900号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年10月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 片倉塩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|--------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 最上郡大蔵村大字南山字蛇喰山3307番18から<br>同 1850番まで | 旧    | 46.0メートル<br>と<br>11.8 | メートル<br>260 |
| 同 上                                  | 新    | 51.5メートル<br>と<br>19.0 | 同 上         |

## 山形県告示第901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年10月14日から同月27日まで縦覧に供する。  
平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 片倉塩線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字蛇喰山3307番18から  
同 1850番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年10月14日

## 山形県告示第902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年10月14日から同月27日まで縦覧に供する。  
平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字馬頭字海道下957番から  
同 958番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年10月14日

## 山形県告示第903号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。  
平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系馬見ヶ崎川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成17年10月5日
- 3 廃川敷地等の位置  
上流 山形市緑町四丁目13番地1地先から  
下流 山形市緑町四丁目14番地25地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 365.57㎡

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第148号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、次の選挙について開票区を設ける。

平成17年10月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

1 開票区を設ける選挙

平成17年10月23日執行予定の鶴岡市長選挙

2 開票区

| 市町村名  | 開票区名      | 区 域                    |
|-------|-----------|------------------------|
| 鶴 岡 市 | 鶴 岡 開 票 区 | 鶴岡第1投票区から鶴岡第52投票区までの区域 |
|       | 藤 島 開 票 区 | 藤島第1投票区から藤島第9投票区までの区域  |
|       | 羽 黒 開 票 区 | 羽黒第1投票区から羽黒第9投票区までの区域  |
|       | 榎 引 開 票 区 | 榎引第1投票区から榎引第13投票区までの区域 |
|       | 朝 日 開 票 区 | 朝日第1投票区から朝日第13投票区までの区域 |
|       | 温 海 開 票 区 | 温海第1投票区から温海第23投票区までの区域 |

山形県選挙管理委員会告示第149号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成17年10月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

- 「 // 鶴岡市京田コミュニティ防災センター
- 「 // 鶴岡市藤島南部地区構造改善センター
- 「 // 鶴岡市藤島体育館
- 「 // 鶴岡市榎引農村環境改善センター
- 「 // 鶴岡市朝日山村開発センター大集会室
- 「 // 鶴岡市朝日青少年センター大研修室
- 「 // 大網防雪センター研修室
- 「 // 鶴岡市大鳥自然の家 多目的ホール
- 「 // 鶴岡市温海ふれあいセンター
- 「 // 鶴岡市鼠ヶ関青少年海洋センター
- 「 // 越沢基幹集落センター
- 「 // 鶴岡市京田コミュニティ防災センター」を
- 「 // 山五十川多目的研修集会施設
- 「 // 木野俣集落センター
- 「 // 温海川農業者健康管理施設
- 「 // 小国山村振興センター
- 「 // 小名部構造改善センター

に改め、

" 安土構造改善センター  
 " 温海温泉林業センター  
 " 峠ノ山集落センター  
 " 鍋倉集落センター  
 " 戸沢林業集落集会施設  
 " 関川しな織センター  
 " 温海漁村センター

「東田川郡藤島町藤島町町民体育館

" 櫛引町櫛引町農村環境改善センター  
 " 三川町三川町農村環境改善センター  
 " 朝日村朝日村山村開発センター  
 " 朝日村青少年センター  
 " 朝日村大網防雪センター  
 " 朝日村大鳥自然の家

西田川郡温海町温海町ふれあいセンター

" 温海町青少年海洋センター  
 " 温海町基幹集落センター  
 " 温海町多目的研修会施設  
 " 温海町集落センター  
 " 温海町農業者健康管理施設  
 " 温海町山村振興センター  
 " 温海町小名部構造改善センター  
 " 温海町安土構造改善センター  
 " 温海町林業総合センター  
 " 温海町峠ノ山集会センター  
 " 温海町鍋倉集会センター  
 " 温海町林業集落集会施設  
 " 温海町しな織センター  
 " 温海町漁村センター

を「東田川郡三川町 三川町農村環境改善センター」に改める。

## 企業局関係

### 規 程

山形県企業管理規程第22号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年10月14日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「4月1日から10月31日までの間にあつては午前8時30分及び午後5時、11月1日から翌年3月31日までの間にあつては午前8時45分」を「午前8時30分」に改める。

第10条第1項第1号を次のように改める。

(1) 休憩時間 午後零時15分から午後1時まで

第10条第1項第2号中「午後零時45分から午後1時まで」を「午後3時から午後3時15分まで」に改め、同条第3項ただし書を削る。

第10条の2第2項中「次のとおり」を「、1直にあつては午前8時30分及び午後5時15分、2直にあつては午後4時15分及び翌日午前9時15分」に改め、同項の表を削る。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに尾花沢市役所において平成18年2月14日まで縦覧に供する。

平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン尾花沢  
尾花沢市大字尾花沢字下新田1719番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 反田 悦生
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 反田 悦生  
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号  
代表取締役 鶴羽 樹  
有限会社ティーズカンパニー 東根市大字東根元東根字一本木5918番6号  
代表取締役 相澤 貴
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成18年5月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,384平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 220台
  - (2) 駐輪場の収容台数 100台
  - (3) 荷さばき施設の面積 138.6平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 85.86立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ マックスパリュ東北株式会社 午前9時から翌日の午前0時まで  
ロ 株式会社ツルハ 午前10時から午後9時まで  
ハ 有限会社ティーズカンパニー 午前10時から午後9時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成17年9月29日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年2月14日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年10月14日

山形県置賜総合支庁長 大 沼 幸 一

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜総合支庁西庁舎601会議室
- (2) 日 時 平成17年11月4日(金) 午前9時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）
- (2) 調達予定数量 793トン
- (3) 調達する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期間 契約締結の翌日から平成18年3月31日まで
- (5) 納入方法及び納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者であること。
- (3) 当該調達物品に関し、平成12年度以降、国（公団及び事業団を含む。）又は地方公共団体等（公社を含む。）に対し定期的に納入した実績を有すること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課経理係 電話番号0238(88)5111

#### 5 入札参加資格の確認等

この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び3に係る証明書を次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

- (1) 受付期間 平成17年10月14日（金）から同月21日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 受付場所 山形県置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課経理係

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 8 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等にかかる契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (2) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (3) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、画像処理システム更新の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成17年11月16日（水）午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 画像処理システム更新 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成18年2月28日（火）

(4) 納入場所 酒田市京田三丁目57番4号 産業技術短期大学校庄内校

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(3) 8の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成17年10月28日（金）午後1時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

平成17年10月14日印刷  
平成17年10月14日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056